

第六十四回
貴族院 辯護士法改正法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

辯護士法改正法律案

法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案

委員氏名

委員長 子爵渡邊 千冬君

副委員長 板谷 宮吉君

公爵山縣 有道君

子爵織田 信恒君

木場 貞長君

男爵徳川 喜翰君

藤澤幾之輔君

岩田 宙造君

大西虎之介君

○委員長(子爵渡邊千冬君) 是ヨリ辯護士改正法律案及法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ノ委員會ヲ開キマス、先づ政府ノ御説明ヲ煩ハシタイト存ジマス

二十六分開會

昭和八年三月二十二日(水曜日)午前十時

○國務大臣(小山松吉君) 只今議題トナリ
マシタ辯護士法改正法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、現行辯護士法ハ明治二十六年ノ制定ニ係ルモノデアリマシテ、爾來四十年ヲ閱シテ居ルノデアリマス、其間司

法制度ノ發達ト共ニ辯護士ノ數モ毎年增加イタシマシテ、現行法制定當時千六百人内外デアリマシタモノガ、今日ニ於テハ六千人ニ近キヲ數フルニ至タノデアリマス、申ス迄モナク辯護士ハ司法機關ノ一ト致シマシテ、司法事務ノ運用上重要ナル地位ト職責トヲ有スルモノデアリマスルガ、時運ノ進歩ニ伴ヒマシテ、司法事務ハ複雜ヲ加へ來リマシタカラ、其職責ハ益々重要性ヲ帶ブルニ至ツタノデアリマス、是等ノ情勢ヨリ致シマシテ、本法改正ノ議ハ屢々當議會ノ問題トモナリマシテ、政府ニ於キマシテモ亦改正ノ必要ヲ認メマシテ、其準備ヲ致シマシテ、大正十一年十月司法省内ニ辯護士法改正調査委員會ヲ設置イタシマシテ、致シマシテ、大正十一年十月司法省内ニ辯護士法改正調査委員會ヲ設置イタシマシテ、

朝野ノ學識及經驗アル方ミニ御依頼イタシマシテ、調查ニ著手イタシタノデアリマス、同調查會ハ爾來慎重ニ研究ヲ進メマシテ、會ヲ重ヌルコト七十八回、昭和二年五月五日ニ至リ、辯護士法改正綱領五十六箇條ヲ議決イタシマシテ、之ヲ司法省ニ答申テ、イタシマシタ、依テ司法省ニ於キマシテハ更ニ該綱領ニ對シ、裁判所檢事局及辯護士法改正ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、現行辯護士法ハ明治二十六年ノ制定ニ係ルモノデアリマシテ、爾來四十年ヲ閱シテ居ルノデアリマス、其間司

會ノ意見ヲ微シマシタ上ニ、慎重熟議ノ結果、本改正案ヲ決定イタシタノデアリマス、本改正案ノ主要ナル目的ハ、辯護士ノ地位ノ向上ト辯護士事務ノ改善進歩ヲ圖ルニアルノデアリマスルガ、茲ニ改正條項中重要ナル二三ニ付テ御説明ヲ申述べマス、第一ハ辯護士ノ職務ノ範圍ヲ擴張イタシタコトデアリマス、現行法ハ辯護士ノ職務範圍ハ裁判所ニ於ケル行為ニ限定イタシテ居リマス、然ルニ本案ニ於テハ、其範圍ヲ擴張イタシマシテ、裁判所外ノ一般法律事務ニ及ボシタノデアリマス、辯護士ノ最モ重要な職務ハ裁判所内ニ於ケル訴訟行為ニ存スルコトハ、辯護士ガ重要ナル司法機關ノ一タル地位ヨリ來タル當然ノ歸結デアリマシテ、此點ハ現行法ト異ナル所ハアリマセヌケレドモ、唯時勢ノ進歩ハ國民ノ法律生活ヲナス上ニ於テ、裁判所外ニ於テモ辯護士ノ援助ヲ必要トスル場合ガ多クナツテ參シテ、此點ハ現行法ト異ナル所ハアリマセタ、而シテ試補トシテ修習セシメルコト致シマシタ、而シテ試補トシテ修習バカリデナク、法律ノ期待スル品位ト德行トヲ保持シテ、社會ノ信用ヲ得ル法曹ヲ養成セムトスルコトヲ眼目ト致シテ居ルノデアリマス、近時御承知ノ通リ辯護士ノ社會上ノ地位ガ向上イタシマシテ、辯護士ニ對スル世人ノ尊敬ト信賴トヲ増シ來タリマシタノデアリマスカラ、將來辯護士タラムトスル者ハ誠實ニ其職務ヲ執行イタシマシテ、其品位ヲ保持スベキ素質ヲ養成スル必要ガアリマス、依テ本案ハ

成規ノ試験ニ合格シタル後更ニ一年六月以上辯護士試補トシテ品位ノ陶冶ト實務ノ執行トニ付テ適當ノ修習ヲ爲サシメマシテ、其考試ニ合格スルモノデナケレバ辯護士タルノ資格ヲ得ルコトヲ得ズト定メタノデアリマス、第三ハ婦人ノ辯護士ヲ認メタコトデアリマス、從來辯護士タル者ハ男子ノミニ限ラレテ居タノデアリマスガ、本案ニ於キシテハ婦人モ男子ト同等ナル條件ノ下ニ辯護士タルコトヲ得ルコトニ致シタノデアリマス、近年ノ女子教育ノ進歩ニ鑑ミマシテ、特ニ婦人ニ對シ辯護士ノ門戸ヲ閉ヂテ置クノ必要ガナキノミナラズ、寧ロ婦人ニ關スル特殊事件ノ如キハ、其必要ナルコトガ認識セラレテ居ルノデアリマスカラ、此改正ヲ行フタノデアリマス、第四ハ辯護士會ノ法人格ノ點デアリマス、此案デハ辯護士會ニ法曹年來ノ主張デアリマシテ、辯護士會現在ノ狀勢ニ照ラシマシテ、誠ニ適切ノ要望ト認メタノデアリマス、依テ本案トシテハ辯護士會ヲ法人トシテ、從來所屬地方裁判所ノ檢事正ノ監督ヲ受ケテ居リマシタノヲ、司法大臣ノ監督ヲ受クルモノト致シマシテ、其會ノ統制、辯護士ノ品位向上及辯護士事務ノ改善進歩ヲ圖ル上ニ於テ、必要

ト認メタル各種ノ事項ノ執行ヲ其權能トシ
ノ強制、辯護士會ノ秩序ヲ素シ若クハ信用
ヲ害スル虞アル者ノ入會ノ拒絕、又ハ會員
ノ退會等、或程度ノ強制力ヲ認メ、出來ル
ダケ辯護士會ノ自治的活動ノ途ヲ開イタノ
デアリマス、以上申述ベマシタ點ハ改正案
ノ主要ナル事項デアリマシテ、其他ノ規定
ハ概々右ノ改正ニ伴ヒマシテ、法規ノ整理
上現行法ニ改正ヲ加ヘマシタモノデアリマ
ス、之ヲ要スルニ本案ハ辯護士ノ品位向上
ト辯護士事務ノ改善進歩ヲ圖リマシテ、司
法事務ノ補助機關トシテノ職能ヲ十分ニ發
揮セシムルト共ニ、辯護士ヲシテ國民ノ法
律生活上、善良ナル援助者タラシムルヲ期ス
ル爲ニ、適切且ツ必要ナリト思料イタシマ
シタル幾多ノ條規ヲ制定イタシタ次第デア
リマス、次ニ法律事務取扱ノ取締ニ關スル
法律案ニ付テ、提案理由ノ御説明ヲ申上ゲ
マス、是ハ辯護士ニアラズシテ辯護士ノ職
務ニ類似ノ行爲ヲ業トナス者ニ對スル取締
規定デアリマス、辯護士ノ數ガ少カリシ時
代ニ於キマシテハ、一般國民ハ辯護士ニア
ラズシテ法律上ノ知識ヲ有スル者ノ助言ヲ
付テハ、種々ノ事情ヨリシテ辯護士以外ノ

者ニ依頼スルノヲ寧口便宜トシテ居ラタノアリマス、而シテ現在此種ノ業務ニ從事イタシマスル者ガ、全國ヲ通ジ可ナリ多數ニ上ボッテ居ルノデアリマス、是等ノ者ガ國民ノ法律上ノ助言者トシテ存在シ、甚シキ弊害ノナイ限りハ之ヲ排斥スペキデハナイトモ思ハレルノデアリマスルガ、時代ノ推移ニ伴ヒ、次第ニ種々ノ弊風ヲ生ジマシテ、多數ノ者ノ中ニハ不法ノ行動ヲ敢テシ、法律ヲ無視シテ顧ミナイ者ガアルニ至タノデアリマシテ、現今ニアリマシテハ其弊ニ堪ヘザル狀態ニ立至タノデアリマス、從テ從來各府縣ノ大部分ニ於テモ、府縣令ニ依フテ其取締ヲ致シテ居ル次第デアリマス、依テ此機會ニ於テ法律ヲ以テ其取締ヲ厲行スルコトハ最モ適當デアリト考ヘマシテ、此案ヲ提出シタ次第デアリマス、終ニ兩法案ノ施行期日ニ付テ一言申上ゲマスルガ、從來裁判所外ニ於テ法律事務ニ從事イタシマシタモノハ、其全部ガ悉ク不法ノ行爲ヲナシタ者デハナイノデアリマシテ、社會ノ一部ノ人ニ要求ニ依シテ其業務ニ從事シ來タノデアリマスルカラ、今一朝ニシテ其業務ヲ禁止イタシマスルノハ、其當得ザルヤニモ考ヘラレマス、故ニ辯護士ノ施行ニ依フテ直ニ之ヲ禁遇スルコトナク、

輔職等ノ爲メ適當ノ期間ヲ與フルヲ相當ト致シマスル關係上、三箇年後ニ於テ法律ヲ施行スルト致シタ次第デアリマス、從テ兩法案ハ如上ノ理由ニ依リマシテ、同時施行ヲ必要ト致シタ次第デアリマス、何卒政府ノ意ノ存スル所ヲ十分ニ御酌取リノ上、慎重御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○委員長(子爵渡邊千冬君) 此際質問ニ入リマス前ニ、衆議院ノ修正ガ數箇所アルヤウデアリマスガ、其修正ニハ政府ハ皆御同意ニナツタモノデアリマスカ、若シ其中ニ御同意ニナツテ居ラヌ點ガアリマスナラバ其點、其理由ヲ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○國務大臣(小山松吉君) 只今委員長ヨリ御尋ネノアリマシタ衆議院ニ於テ修正ニナリマシタ事項ハ、第五條ノ一號ニ關スル部分ノ外、政府ハ同意イタシタノデアリマス、第五條ノ第一號ハ政府ノ提出イタシマシタ原案ニハ「禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者」トアリマシテ、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズト云フコトニ規定シテアツタノデアリマス、然ルニ衆議院ノ修正ニナリマシタ趣意ハ、「懲役又ハ一年ノ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者」ト云フ趣旨デアリマシテ、之ニ依リマスルト懲役

タル資格ニハ影響ガナイノデアリマスガ、
禁錮八十箇月デモ八箇月デモ、兎ニ角一年
未満ノ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ、
辯護士ハ禁錮ニ處セラレテ居リナガラ辯護
士タル資格ヲ持テ居ルト云フコトニナル
ノデアリマシテ、此點ハ政府ト致シマシテハ
同意スルコトノ出來ナイ、寧ロ此修正ハ反
對シナケレバナラナイト考ヘテ居ルノデア
リマス、其理由ヲ少シク申上ゲマスガ、此
辯護士法ノ規定ニ依リマスルト、此法案ノ
規定ニ依リマスルト、「辯護士ハ辯護士試
補タルニハ成規ノ試験ニ合格スルコトヲ要
ス」ト云フノガ第三條ニアリマス、成規ノ
試験ハ所謂高等試験令デアリマスガ、高等試
験令ノ第三條ニ依リマスト第三條ノ「左ノ各
號ノ一一該當スル者ハ高等試験ヲ受クルコ
トヲ得ズ、一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタ
ル者」、此禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ
試験ヲ受ケル資格ガナイノデアリマス、是
ハ普通試験令モ同様デアリマス、其他外務
書記生デアリマストカ、其他警察官ナドノ
ニ於テハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレマシタル
規定セラレテ居リマス、要スルニ現行法令
分モ、皆同様ノ文字ガ受験資格ノ中ニ澤山
者ハ官吏ニナルコトヲ禁ゼラレテ居リ、又

辯護士ノミヂ申シマスレバ、辯護士トシテノ試験ヲ受ケルコトモ出來ナイ、此趣意ハカラ來タノデアリマス、所ガ此修正案ニ依リマスト、試験ヲ受ケル時ニハ禁錮以上ノ者ハ受験資格ガナイノデアリマスガ、一旦試験ヲ受ケテ辯護士ニナッテ仕舞ッタ後ニハ今度ハ禁錮以上ノ、一年未滿ナラバ禁錮ノ刑ニ處セラレテモ依然トシテ辯護士タル資格ヲ持テ居ルト云フコトハ、最モ甚シキ矛盾デアリマシテ、斯ウ云フコトヲ一體考ヘルト云フコトガ私共ハドウ云フ譯カ分ラヌト思テ居ルノデアリマス、此修正案ヲ提出イタシマシタ人ノ説明ヲ承ハリマスルト云フト、辯護士ニナッテ居テ、例ヘバ衆議院議員選舉法等ニ依フテ禁錮ニ處セラレル、或ハ其他ノ取締法規ニ依フテ禁錮ニ處セラレルト云フコトガ往々ニシテアル、其場合ハ辯護士ノ資格ヲ奪ハレテハ困ル、又ソレハサウ云フ必要ガナカラウト云フヤウナコトヲ申シテ居ルノデアリマス、個々ノ場合ニ於テ一々此禁錮ハ破廉恥罪ノ性質ヲ持タナイトカ、此取締規則デハドウデアルト云フヤウナコトヲ申スコトハ中ミムツカシイノデアリマスガ、今日デハ法律ヲ制定スル立法上ノ委

リマスガ、今日デハ懲役ト禁錮ニ處スル規定ト禁錮ニ處スル規定ト
ノヤウニ明瞭ニナラナクナッタ、以前ノ法律
ハ懲役ニ處スル規定ト禁錮ニ處スル規定ト
ガ別々ニナフテ居リマシタガ、近頃ハ犯罪ノ
性質ガ複雑ト申シマスカヨット犯罪其モ
ノカラ考ヘテ、是ハ禁錮デアル、是ハ懲役
デアルト分ケルコトノ出來ナイ犯罪ガ多ク
ナツタモノデアリマスカラ、多クノ取締規則、
又刑法ノ規定デモサウデアリマスガ、罰則
ニハ懲役又ハ禁錮ニ處スト云フ規定ガ多ク
ナリシタ、立法者ハサウ云フ風ナ用例ヲ
大分使フヤウニナツタノデアリマス、サウ云
フ次第デアリマスカラ、懲役ナラバ一箇月
デモ辯護士資格ヲ失フ、禁錮ハ、一年未滿ノ
場合ハ禁錮ニ處セラレテモ依然トシテ辯護士
タル資格ヲ持タセルト云フコトハ、其當
ヲ得ナイト考ヘテ居リマシテ、政府ハ此修
正ニハ同意イタサナカツタ次第デアリマス
○委員長(子爵渡邊千冬君) ソレデハ是ヨ
リ質問ニ入リタイト思ヒマス、此辯護士法
ト辯護士取締ノ法ト二ツアルノデアリマス
ケレドモ、期日モ餘リナイコトデアリマス
カラ、何方デナケレバナラヌト云フコトニ
豫ジメ定メズニ、唯成ルベク順ヲ逐フテ御
質問ヲ願ヒタイト云フ希望ダケヲ申上ゲテ

○木場貞長君 今大臣カラ御不同意ノ條トシテ五條ノ一號ノコトヲ仰シヤイマシタガ、チヨットソレニ關聯シテ居ルヤウナ氣持ガシマスカラ伺ヒマスガ、辯護士會ノ解散権ヲバ削除シタコトニ付テハ、政府ハ御同意ニナル譯デアリマスカ

○國務大臣(小山松吉君) 辯護士會ニ對シマシテ司法大臣ガ解散命令ヲ發スルト云フ條文ガ原案ニゴザイマシタガ、是ハ同意イタシマンシタ、此同意イタシマンシタ點ヲ申上ゲマスト、實ハ辯護士會ヲ公法人ト認メマスル關係上、他ノ法令トノ關係ヨリ致シマシテ、解散権ヲ監督者デアル司法大臣ガ持タナケレバナラヌト云フコトハ、行政法規ノ上カラ考ヘラレルノデアリマス、所ガ此辯護士會ハ他ノ行政法ニ於テ定メテ居リマスル會ト幾ラカ其性質ガ違^フテ居リマシテ、解散ニナリマスト辯護士ガ……其辯護士會ニ所屬シテ居リマスル辯護士ガ登録ヲ取消サレルコトニナルノデアリマス、此辯護士法ハ現行法ト違^フテ居リマシテ、辯護士會ニ入會ヲシテ登録ヲスルコトニ依^フテ、職務ノ執行ヲスルコトガ出來ルコトニナ^フテ居リマスカラ、司法大臣ガ解散命令ヲ發シマシテ、ソレニ依^フテ辯護士會ノ解散セラレ

ルト同時ニ、其辯護士會ニ所屬シテ居ル辯護士全部ガ總テ辯護士タルノ資格ヲ一時ナリトモ失フト云フコトガ、諸般ノ司法事務ノ取扱ノ關係カラドウモ相當デナイト考ヘ

ルノデアリマス、ソコデソレナラバ、解散權ヲ認メタ結果、辯護士會登録ノ關係ヲ改メルコトガ出來ルカト申シマスルト、ドウモソレヲ改メルト此法案ノ骨子ガ動キ出ス

モノデアリマスカラ、ソコデ解散權ト云フモノハ、必ズ公法人ト認メタ以上ハ此法律ニ規定シナケレバナラヌカト色ニ考ヘテ見マシタ、醫師會ナドノ場合ニモ醫師法中ニハゴザイマセヌ、サウ云フ關係カラ、是ハ司法大臣ノ方ノ命令ニ依ツテ解散スル場合アリマス

○木場貞長君 左様イタシマスルト、辯護士會ガ或傾向ヲ帶ビテ來テ、個々ノ辯護士ガ観面ニ法律ニ觸レテ居ナイ迄モ、個々ノ行動ガ安寧秩序若クハ公益ニ害アリト認メテモ、政府ハ之ヲバ解散セシメルコトハ出來ナイト云フコトニナル、而シテサウ云フコトニナッタナラバ、困ル、差支ヲ生ズル場合ハナイデゴザイマセウカ

○國務大臣(小山松吉君) 個々ノ辯護士ガサウ云フ御尋ネノヤウナ行爲ニ出マシタ時

分ニハ、是ハ懲戒ナリ、其他ノ相當ナ處分スルコトガ出來ルノデアリマス、辯護士會

トシテハ解散ヲ致シマスコトハ、是ハ大變ニ對シテハ相當ノ取締ヲシ、決議ノ取消トカ、議事ノ停止ト云フコトノ規定ガ置イテアリマス

○男爵德川喜翰君 先程司法大臣ヨリ御説明ガゴザイマシタ、第五條第一項ニ付テ少少伺ヒタイコトガゴザイマス、政府ノ原案ニ於キマシテハ、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者、トゴザイマスガ、是ハ私ノ解釋デハ要スルニ辯護士タル資格ヲ與ヘル、與ヘナイト云フ條件デアリマスガ、其立法ノ理由トシテハ、社會ノ通念上、禁錮ニ處セラレタル者ニ法律事務ヲ委託スルト云フコトガ、社會ノ通念ニ反スルト云フ意味デ、此禁錮以上ト云フコトニナックノダラウト思ヒマスガ、ドウモ此參議院ノ一年以上ト云ヒコトガ入リマスコトハ、其社會ノ通念上ノ問題デナクシテ、辯護士自身ノ立場カラサウ云フコトガ割出サレタヤウニ思フノデ

○國務大臣(小山松吉君) 婦人辯護士ヲ認ヲ剝奪サレルヤウナコトデハ困ル、ト云フヤウナコトヲ言フテ居ラレタガ、禁錮ノ刑ハ選舉法ノミデハナイ、其外ノ場合ニモ禁錮ハノ刑ニ處セラレル場合ガ澤山アリマスカラモ、苟モ禁錮ト云フ刑ヲ裁判所ガ選擇シテ、

○國務大臣(小山松吉君) 婦人辯護士ヲ認メマシタノハ、婦人ニシテ成規ノ試験ニ合格ヲシタ者ナラバ之ヲ認メルト云フ趣意デアリマスカラ、婦人デアルカラ試験ヲ別ニスルト云フ考へハ只今ノ所ハナイノデアリマス、又何人位出來マセウカ、私ハ詳シクハ存ジマセヌガ、只今婦人が女子ノ法律學校ニ入ツテ居リマスル狀況ヲ一應承ツテ居リマスガ、辯護士ノ試験ニ及第、所謂今日デ申シマスト文官高等試験ノ司法科デアリマスガ、及第スル人ハサウ澤山ハナカラウト想像イタシテ居リマス

○國務大臣(小山松吉君) 社會ノ通念云々ト云フコトハ、餘リ承ツテ居ナカッタノデアリマスガ、此修正ヲシマスル衆議院ノ委員会アリマス、ドウモ選舉法デハドウカスルト、アリマスガ、主トシテ此選舉法違反ニ於テノ意見デハ、主トシテ此選舉法違反ニ於テ

禁錮ニ處セラレタル場合ヲ懸念シタヤウデマア辯護士ガ選舉ニ從事スルコトガアルト、三箇月ナリ四箇月ナリ、禁錮ニ處セラレルコトガアル、サウスルト辯護士ノ資格ヲ剝奪サレルヤウナコトデハ困ル、ト云フヤウナコトヲ言フテ居ラレタガ、禁錮ノ刑ハ選舉法ノミデハナイ、其外ノ場合ニモ禁錮ハノ刑ニ處セラレル場合ガ澤山アリマスカラモ、苟モ禁錮ト云フ刑ヲ裁判所ガ選擇シテ、

○國務大臣(小山松吉君) 婦人辯護士ヲ認メマシタノハ、婦人ニシテ成規ノ試験ニ合格ヲシタ者ナラバ之ヲ認メルト云フ趣意デアリマスカラ、婦人デアルカラ試験ヲ別ニスルト云フ考へハ只今ノ所ハナイノデアリマス、又何人位出來マセウカ、私ハ詳シクハ存ジマセヌガ、只今婦人が女子ノ法律學校ニ入ツテ居リマスル狀況ヲ一應承ツテ居リマスガ、辯護士ノ試験ニ及第、所謂今日デ申シマスト文官高等試験ノ司法科デアリマスガ、及第スル人ハサウ澤山ハナカラウト想像イタシテ居リマス

○國務大臣(小山松吉君) 第六條ノ條文「外國人ハ相互ノ保證アルトキニ限り」トアルハ條約ニ於テ相互ニ地位ヲ與ヘラレタル場合ヲ云フノデアリマセウカ、ソレヲ御尋ネシタイト思ヒマス、ソレカラ又サウ云フ風ニ第六條ノ我ガ國民ニ地位ヲ與ヘテアル國ハ外國ニ

○國務大臣(小山松吉君) 個々ノ辯護士ガアリマスガ、衆議院ニ於キマスル質問應答ノ場合ニ、其點ハ何カ提案者カラ説明ガコ

○國務大臣(小山松吉君) ザイマシタデセウカ

アリマセウカ

○國務大臣(小山松吉君) 第六條ノ相互ノ保證ト申シマスノハ、條約ニ書イテアルト

云フコトノミヲ申スノデハアリマセヌ、通商條約ニハドウモ辯護士タル資格云々ト云

フコトハチヨット今書イテアルコトヲ覺エテ居リマセヌガ、多クハ其通商條約ニハソ

ンナコトハナインオデ、唯外國ノ辯護士タル資格ヲ有シマスル外國人ハ、日本人ガ其場

合ニ於テモ外國ニ於テ外國法等ニ其日本ノ同一ノ資格ヲ得ルコトガ出來マスヤウナ、

國際法上ノ相互ノ保證ニ依テ、之ヲ許ス方ガ宜イト云フ趣意デアリマス

○板谷宮吉君 サウシマスト國際法ニ書イテアルノデスカ、此規定ハ……

○國務大臣(小山松吉君) 學說ニハ色ニ相

互主義ト云フコトヲ書イテ居リマシテ、今日ノ國際關係ハマア相互主義デ色ニノ事柄

ガ行ハレテ居ルヤウデアリマス、一例ヲ申上ゲマスト犯罪人引渡條約ノ無イ國ガアリ

マス、日本ト亞米利加ハ初メカラ犯罪人ノ引渡條約ガゴザイマスガ、只今カラ二十年

モ前デアリマシタガ露西亞ノ犯罪人……官吏ガ犯罪ヲシテ日本ニ逃ゲテ來タ者ガアリ

マス、サウ云フ時分ニ露西亞カラ日本ニ向テ捕ヘテ吳レト云フテ來タ時ニ、犯罪人引渡

條約ガ無イモノデアリマスカラ露西亞ニ

對シテ拒絶シテ宜シノデアリマスガ、其

場合ニ日本政府ハ研究ヲ遂ゲマシタ結果、ソレデハ此露西亞ノ官吏ノ逃走シテ來タ犯罪者ヲ日本デハ逮捕狀ヲ發シテ逮捕シテ露西亞ニ引渡ス、引渡スガ日本ノ犯罪者ガ露西亞ニ行フタ時分ニハ同様ノコトヲスルカ、ソ

レデハ自分ノ方デモスルト云フ約束ヲ致シマシタ、ソコデ露西亞ノ官吏ヲ東京ノ品川

デ逮捕シテ引渡シタ例ガアリマス、サウ云フノヲ相互主義ト云フテ居リマス

○男爵德川喜翰君 第十二條ト第十三條ノ後段トノ關係ニ付テチヨット伺ヒタイト思

ヒマス、第十二條デハ退會ヲ命ズルコトハ辯護士會ノ仕事ニナフテ居リマスガ、第十三條ノ後段ニナリマスト、司法大臣ハ審査委員會ニ諸問シテ登録若ハ登録換ノ請求ノ進達ヲ辯護士會ニ御命ジニナルト云フヤウニナフテ居リマシテ、其後ニ「又ハ退會ノ命ヲ取消スコトヲ得」トアリマスガ退會ヲ命ズルノナフテ居リマシテ、其後ニ「又ハ退會ノ命ヲ取消スコトヲ得」トアリマスガ退會ヲ命ズルノナフテ居リマシテ、其命ヲ取消スノハ辯護士會ニ命ジテ取消サセルノデナク、司法大臣ガハ辯護士會ニ御命ジニナルト云フヤウニナフテ居リマス、斯ウ云フコトニ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

○國務大臣(小山松吉君) 左様デゴザイマス

○男爵德川喜翰君 第十二條ト第十三條ノ後段トノ關係ニ付テチヨット伺ヒタイト思

ヒマス、第十二條デハ退會ヲ命ズルコトハ居リマス、サウシマスト一方デハ入レナ

イ、ソレデ他ノ方ヘ行キマスト、一方デ拒絶セラレタ者ハ入レナイト云フコトニナリ

マスト、何處ヘモ入ルコトガ出來ナイ、斯

ウ云フコトニナリマスト登録ガ出來ナイト

コトヲ考ヘマシテ十二條、十三條ガ出來タ

ノデアリマス、併シ司法大臣ハ其場合ニ審査委員會ニ諸問イタシマスカラ、是ハ極メ

直接御取消シニナル、斯ウ云フコトニ解釋テ公平ナ處置ヲスルコトニナル譯デアリマス

趣旨デアリマス、是ハ御了解シ惡イ規定カ

ト思ヒマスガ、主トシテ此十二條、十三條等ノ規定ハ辯護士會ガ二箇以上アリマス場

合ニ斯ウ云フ規定ヲ必要トスルノデアリマス、マア一箇ノ場合デモ出來ナイコトハアリマセヌガ、辯護士會ニ入會スルト云

コトガ職務ノ執行ノ條件ニナフテ居リマスガ、辯護士會ニ入會ミマンテモ、

登錄請求ヲ致シマシテモ、其辯護士會ガ其人ニ對シテ毛嫌ヒヲシマシテ、アア云フ者ハ困ルト云フテ入レナイコトガ豫想セラレルノデアリマス、是ハ地方デハ餘

リ問題ハ起フテ居リマセヌガ、現行法ノ下ニ於テモ東京デハ多少サウ云フ問題ガ起フテ居リマス、サウシマスト一方デハ入レナ

イ、ソレデ他ノ方ヘ行キマスト、一方デ拒絶セラレタ者ハ入レナイト云フコトニナリ

マスト、何處ヘモ入ルコトガ出來ナイ、斯

ウ云フコトニナリマスト登録ガ出來ナイト

コトヲ考ヘマシテ十二條、十三條ガ出來タ

ノデアリマス、併シ司法大臣ハ其場合ニ審

査委員會ニ諸問イタシマスカラ、是ハ極メ

ソレカラ退會ノ場合ニ辯護士會ガ退會ヲ命合ニ辯護士會ニ進達ヲ命ズルノデアリマス、

ジテ居リマス此命ト云フ字ヲ、取消スト書

イテアリマスカラ、退會ノ命令ノ執行ヲ止メサセルト云フニハ、辯護士會ノ命令ヲ取消ス、サウスルト執行ガ出來マセヌカラ、

辯護士會デ、其退會ノ命ヲ取消スノハ司法大臣デアッテ、辯護士會ニ取消サセルノデハナイノデスカ

○國務大臣(小山松吉君) 結局ハサウナリマス、命ヲ取消セバ取消サセルコトニナリマス

○男爵德川喜翰君 司法大臣ハ辯護士會ニ進達ヲ命ジテ、一方ハ司法大臣ガ直接取消スト云フヤウニ取ラレテ、何ダカチヨット形ガ面白クナイヤウニ思フタノデ質問シタノデスガ……

○政府委員(木村尚達君) 「登錄若クハ登錄換ノ請求ノ進達ヲ命ジ」ト云フコトニナフテ居リマス、此登錄ハ辯護士ガヤラナケレバ出來ナイ條文ニナシテ居リマシテ、進達ヲ命ジテ居リマス、辯護士會カラ司法大臣ニ進達スルノデアリマス、從テサウ云フ場合ニ辯護士會ニ賴ンデ、辯護士會カラ司法大臣ニ進達スルノデアリマス、

ソレカラ退會ノ場合ニ辯護士會ガ退會ヲ命合ニ辯護士會ニ進達ヲ命ズルノデアリマス、ジテ居リマス此命ト云フ字ヲ、取消スト書

イテアリマスカラ、退會ノ命令ノ執行ヲ止メサセルト云フニハ、辯護士會ノ命令ヲ取消ス、サウスルト執行ガ出來マセヌカラ、

サウ云フ意味デ之ヲ使フテ居リマス

○板谷宮吉君 此第十四條ノ審査委員會ヲ組織スル委員ハ、ドウ云フ資格ノ人ヲ御選

定ニナルノデアリマスカ、又此辯護士會カラモ其委員ニ推薦サレタモノガ參加スルト云フヤウナ御意思ナノデゴザイマセウカ
○政府委員(木村尙達君) 私カラチヨット……、是モマダ決定イタシテ居リマセヌカラ私カラ申上ゲテ置キマス、此審查委員會ハ勅令デ以テ定ムルコトニナリマスカラ、何レ其中、法制局等デ決マルモノデアリマスガ、唯腹案ト致シマシテハ、現在ノ控訴院、各控訴院ニ審査委員會ト云フモノヲ設ケマシテ、サウシテ控訴院長ヲ加ヘマシテ、其委員ヲ判事三名、檢事二名ヲ以テ組織シテハドウカ、是ハ司法省一個ノ考へ方デアリマスカラ、尙ホ是ハ又辯護會等ノ意向モ參酌シ、尙ホ法制局アタリノ意向モ参考トシテ、適當ニ其人員ヲ定メタイト、事務當局トシテハサウ云フ考ヲ持ッテ居リマス

○木場貞長君 先刻大臣ノ御説明デ、法律ノ取扱取締ニ關スル法律案ヲ昭和十一年四月一日ヨリ施行スルト云フコトノ御趣意ハ能ク分リマシタガ、ソレト同時ニ此辯護士法モ同時ニ施行シナクチヤナラヌト云フコトニ付キマシテ、チヨット御説明ガナカッタヤウデゴザイマスガ、ソレダケ待タズトモ辯護士法ハ早ク施行ガ出來サウニ考ヘマスノデ、其點ヲ御説明願ヒタイ

○國務大臣(小山松吉君) 同時施行ト云フコトヲ申上ゲタ積リデアリマス、辯護士法ニ施行スル趣意デアリマス

○木場貞長君 別ニデハイケマセヌカ

○國務大臣(小山松吉君) 別々ニナリマスト、詰リ只今ノ所デハ此法律事務取扱ノ支配ヲ受ケマス所ノ非辯護士ガ大分色ミナ仕事ヲシテ居ルノデアリマス、此辯護士法ハ

○木場貞長君 イヤ私ノ伺タノハ三十五條ノ冒頭ニ「第三十一條ニ規定スル場合ヲ除クノ外」トアリマス、此コトデアリマス

○國務大臣(小山松吉君) 「辯護士名簿ニ登録又ハ登録換ヲ受ケタル者」ト云フノ

○木場貞長君 イヤ、「場合ヲ除クノ外」ト云フコトガドウ云フ意味カラ必要デアルノカ

○木場貞長君 三十五條ノ冒頭ニ「第三十一條ニ規定スル場合ヲ除クノ外」ト書キマシタノハ、三十一條ニハ辯護士會ガ新設サレル場合ノコトガ規定サレテ居ルノデアリマス、而シテ此三十五條ハ登録又ハ

○國務大臣(小山松吉君) 御尋ネノ點ハマア但書デモ宜イ、趣旨ハ變テ居ナイノデアリマスガ、斯ウ云フ風ニ三十條ヲ除外スルアラズ」ト云フノト同ジ意味デアリマセウ

○木場貞長君 此條項ハ除カナケレバナラト、ソレカラ之ヲバ除外例ニスル必要ハド

ウ云フ關係デアタカ、此二點ヲ伺ヒタイ、ハ辯護士名簿ニ登録スルコトニナツテ居ル、其結果詰リ登録ヲ受ケレバ其辯護士會ノ會員トナル、登録換ヲ受ケタル場合ノテ、其原則ヲ其盡書イタモノト思ヒマスガ、ソレニ對シテ殊更ニ「第三十一條ニ規定スル場合ヲ除クノ外」ト云フ必要ハ何レニアリヤト云フコトト、立法技術上カラ言フト「第三十一條ニ規定スル場合ヲ除クノ外」ト云フヨリハ、普通ノ場合ノヤウニ、ソレハ但書ニスルノガ本當デヤナイカ、斯ウ云フ意味デ御伺ヒシタノデアリマス

○政府委員(木村尙達君) 此三十五條ニ「第三十一條ニ規定スル場合ヲ除クノ外」ト書キマシタノハ、三十一條ニハ辯護士會ガ新設サレル場合ノコトガ規定サレテ居ルノデアリマス、而シテ此三十五條ハ登録又ハ登録換ヲ受ケタル場合デアリマスカラ、元ノ辯護士會ニ入ツテ居タモノガ新タニ又他ノ辯護士會ニ入ル場合、登録換ヲ爲ス場合デアリマスカラ、ソコデ此三十條ノ新設ノ場合ニ於テハ其第二項ニ既ニ退會ノコトガ規定サレテアリマスカラ、從テ三十一條ノ場合ハ既ニ三十一條ニ辯護士會ヲ退會シタト云フコトガ書イテアリマスノデ、ソレダ

<p>ケヲ除ク意味デ、外ニ別段ニ意味ハアリマセヌ、ソレカラ第三十六條ノ「第十一條ノ規定ニ依ル」ト云フ場合モ同様ノ趣旨デ、第十一条ノ場合ニハ辯護士ガ自ラ退會シタ場合ノ規定デアリマスカラ、今ノ登録換ト舊辯護士會ヲ退會シタ場合トハ異リマスカラ、ソコデ此三十六條ノ規定ガ設ケラレタ、サウ云フ譯ニナッテ居リマス</p>
<p>○木場貞長君 ソレデアルカラ私ハ「第三十一條ニ規定スル場合ヲ除クノ外」ト云フノハ無クテ済ムノデハナイカト云フコトガ御尋ネノ精神ナンデアリマス、第三十一條ニハ辯護士デアルモノガ即チ辯護士會ニ入ッテ居ルカラ、辯護士會ヲ設立スルコトヲ是ハ規定シタモノノヤウデアリマスカラ、サウスレバ、三十五條ニモウ一遍「三十一條ニ規定スル場合ヲ除クノ外」ト云フコトハ要ラヌ苦ダヤナカト云フ意味合ノ御尋ヲスルノデアリマス</p>
<p>○政府委員(木村尚達君) 矢張リ御趣旨ノ通リデアリマス、モウ既ニ三十一條ニ書イテアリマスカラ繰返ス必要ハアリマセヌガ、三十五條ニ「登録又ハ登録換」下書イテアリマスカラ、ソコデ唯文句ノ都合上一度書イテアルカラ……其一度書イテアル場合モ亦登録或ハ登録換ノ場合デアルカラ、茲ニ</p>
<p>「除クノ外」ト云フ文字ニシテ置ク方ガ、三十五條トシテノ法文ノ意味ガ明確ニナルダトシテ考ヘアリマシテ仰シラウ、ソレダケノ考ヘアリマシテ仰シラルコトハ御尤モデアリマス</p>
<p>○木場貞長君 文句ノ書キ方トシテハ却テ頭ニ此言葉ガ入ッテ居リマスノデ、餘程頭ヲ捻テ考ヘヌト意味ヲ取ルコトガムツカシイヤウニ考ヘルノデアリマスガ、普通ハ但シ第何條ニ書イテアレバ此限ニアラズト云フコトガ普通ノヤウデアルノヲ、殊更斯云フコトガ普通ノヤウデアルノヲ、殊更斯疑問ガアル、一々考ヘテ見ルト一體要ラヌコトヲ書イタシニヤナイト、斯ウ云フコトデ其點ヲハキリシテ戴キタイト考ヘタノデアリマス</p> <p>○男爵徳川喜翰君 第三章ノ「辯護士ノ権利及義務」ノ所ニ於キマシテ、辯護士ハ一體法廷ニ十分言論ヲ盡シ、責任ヲ以テ委託者ノ爲ニ利益ヲ圖ルノデアリマスガ、其法廷ニ於ケル言論ニ對シテ、法廷外ニ於テ其責任ヲ持ツト云フコトガ如何カト考ヘラレマスガ、其點ニ付キマシテハ此改正案ノ御立</p> <p>○國務大臣(小山松吉君) 辯護士試補ノ修習ニ關スル假ノ案ノヤウナモノヲ考ヘテ居ルノデアリマスガ、辯護士試補ハ此法案ノ趣旨ニ依リマシテ、辯護士會ニ修習ノ申込ヲルト云フコトニシテ、ソレデ司法大臣ハ辯護士試補ノ修習ヲ擔當スベキ辯護士會ヲ指定スルコトモ出來ル、ソレカラ辯護士會ハ辯護士試補ヲ監督シ其修習ヲ指揮スルト云フヤウナ規定、ソレカラ辯護士會ハ其所屬辯護士中ヨリ辯護士試補ノ修習ヲ擔當スベキ辯護士ヲ指定スル、サウ云フ場合ニハ司法大臣ニ届出ヲスルコト、ソレカラ辯護士會ハ司法大臣ノ認可ヲ得タナラバ辯護士試補ノ修習ヲ他ノ辯護士ニ委嘱スルコトガ出來ル、ソレカラ辯護士會ハ司法大臣ノ認可ヲ得テ辯護士試補ノ指導ニ當ルベキ委員ヲ選定シテ、</p>

辯護士試補ノ修習ヲ委嘱スルコトガ出來

ル、ソレカラ辯護士會ガ辯護士試補ノ修習

方法ヲ定メル場合又ハ之ヲ變更スル場合ハ

司法大臣ノ認可ヲ受ケルコト、其他大分細

カイコトヲ書イテ居リマスルガ、辯護士試

補ノ修習ニ付テハ大體ニ於テ司法大臣ガ定

メマシテ、ソレカラ實行方法ノ細カイコト

ハ辯護士會ニ於テ是ハ定メルベキモノダト

思テ居リマス

○岩田苗選君 サウ致シマスルト矢張リ大

體ノ言注ナリトガテトウニ事柄ヲ修習セ

シテ、ソノヲ實行スル方法ニ付テ主ヘシテ
シハ云々アリズニシテ御定ヘニテリヤ

實行ノルハ源ニ付テ三一シ六

フ風ニ心得テ宜イノデゴザイマスカ

○國務大臣(小山松吉君) 大體サウ云フ趣

旨デヤル積リデ居リマス

○岩田宙造君 モウ一ツ伺フテ見タイノデ

スガ、考試ノ方ハ、試験ノ方ハ是ハ辯護士

會デハヤラナイデ、別ニ試験ノ方ヲ誰ガヤ

ルト云フヤウナコトハ、是ハ別ノ機關デ「司

法大臣之ヲ定ム」ト云フ中デ御定メニナル

ト、斯ウ云フ趣意ニナルノデアリマスカ

○國務大臣（小山松吉君）　左様デゴザイマ

○岩田宙造君 チヨットモウ一つ伺ヒタイ

ノデスガ、修習ニ關スル費用ニ付キマシテハ、是ハ辯護士會デヤルベキコトハ、辯護士會ガ全部自分ノ費用ニ於テ義務トシテヤルト云フコトニナルノデアリマセウカ、或ハ何カ國庫ノ方カラ費用ヲ一部負擔サレルト云フヤウナコトニナルノデアリマセウカ〇國務大臣(小山松吉君) 理想ヲ申シマスト辯護士試補ノ修習ニ付キマシテハ、岩田君御承知ノ通り、改正調査委員會デ大分意見ノ出マンシタヤウニ、試補ノ講習ヲスル一ツノ設備ヲスルノガ宜シイノデアリマスガ、是ハ只今ノ狀態デハ國家ガ費用ヲ出しテ迄ドノ程度ニ修習ヲナサシムルコトガ出来ルカト云フコトガチヨフト申上ゲ兼ネルノデゴザイマス、費用ノ點モマダ實ハドウ云フコトニ對シテドノ位ノ費用ヲ出シ得ルカト云フコトハ定^タテ居ナイノデアリマス、完全ナラシムルコトヲ期シテ居ル次第デアリマス〇男爵徳川喜翰君 第十八條ノ後段ニ「辯護士ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ二個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ズ」、是ハ即チ所謂三百ノ跋扈等ヲ防グ爲ニモ必要ナコトデゴザイマセウガ、之ニ對シテ衆議院デハ但

書ヲ新ニ附シタノデゴザイマスガ、此但書ト政府原案ノ「二個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ズ」ト云フ此關係ヲ能ク見マスト、非常ニ強イ言葉デアリマスガ、但書ヲ見ルト、「他ノ辯護士事務所ニ於テ共同シテ」ト云フコトハ、即チ前ノ「如何ナル名儀ヲ以テスルモ」ト云フコトハ可ナリ此意味ガ失ハレテ來ハシナイカト思フノデアリマス、ソレカラ第一ニハ政府案ニ「二個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ズ」トアリマスガ、此但書ヲ見ルト、他ノ辯護士事務所ニ於テ共同シテ執務スルコトガ出來ルト、「他ノ辯護士」ト云フノハ、ドノ他ノ辯護士ヲ使フテモ宜イ譯デアリマスカラ、要スルニ此執務スル場所ハ幾個所ニモ出來ルコトニナッテ、即チ政府ガ御規定ニナラウトシタ此意味ガ餘程失ハレハシナイカト思フノデアリマスガ、其點ニ付テ御意見ヲ伺ヒタイ

ノデアリマス、デ是ハ御承知ノ通り從來ノ
非辯護士ガ辯護士ノ出張事務所ト云フ名前
ノ下ニ仕事ヲシテ居リマシテ、是ガ多クノ
弊害ヲ發生シテ居ルノデアリマス、其處デ
ハ政府ハ「二個以上ノ事務所ヲ設クルコト
ヲ得ズ」ト云フ風ニシタノデアリマス、所
ガ衆議院ノ委員會ニ於テノ修正意見ヲ提出
ニナッタ趣旨ヲ承ハッテ見マスルト、サウ云
フ風ニ出張事務所ヲ設クルノデナクシテ、
或ハ辯護士ガ例ヘバ大阪ニ居ル、デ東京ニ
モ來テ仕事ヲシナケレバナラヌ、相當ナ辯
護士デアリマスト東京ト大阪ト兩方ニ自カ
ラ仕事ヲスル場合ガ多クアルノデアリマス、
サウ云フ時分ニ東京ニ一定ノ場所ヲ指定シ
テ事務所ヲ置キタイ、置クコトガ出來ナイ
ノデハ差支ヲ生ズル、ソレモ他人ノ何デモ
ナイ者ノ家ニ置ケバ、ソレガ亦非辯護士ノ
仕事ヲスル場所ニナルカモ知レナイガ、東
京ノ相當ナ事務所ニ自分ガ名義ヲ出シテ、
其處デ仕事ヲスルト云フコトハ弊害ハナ
イ、此法案ガ禁止シヤウトスル弊ハ何モナ
ト云フ迄ノコトモナイノデアリマスカラ、
ト云々事情ヲ承フテ、ソレデハ辯護士ノ共同事

務所ト云フモノヲ禁ズルコトガ出來ナイ譯

デアリマスカラ、共同事務所ト云フ名義ニ

於テ二個以上ノ事務所ヲ設クルト云フコト

ナラバ同意シヤウト云フコトデ同意イタシ

タノデアリマス、御話ノ如ク「如何ナル

名義」ト云フコトヲ強ク讀ミマスト、ドウ

モ但書ガ變ニナリマスガ、元來但書ト云フ

モノハスウ云フ風ナモノデアリマシテ、上

ノ方ハ強ク言テ居マテ、但シ何ミノ場合ニ

ハ此限ニアラズト云フヤウナ晝方ニナッテ

居リマス、法文トシテハ矛盾スルヤウナ意

味デハナイト考ヘテ居リマス

○委員長(子爵渡邊千冬君) チヨット御尋

ネシマスガ、サウ云フコトデアリマスト、辯

護士ノ事務所ニ名義ヲ貸スト云フ者ガ出で來

ルト云フコトハナイモノデスカ、誰カガ辯

護士ノ事務所ヲ置カウトスレバ自分ノ名義

ヲ貸ス、共同事務所ナラバ宜イト云フノデ

名儀ヲ貸ス辯護士ト云フモノガ出で來テ、

事實上ハ自由ニ置クコトガ出來ルト云フコ

トニナリハシマセヌデセウカ

○國務大臣(小山松吉君) 此十八條ノ趣旨

カラ申シマスルト云フト、共同デ執務スル
場合ニノミ許スノデアリマスカラ、サウ云
フ不當ナルコトヲ致シマシタ場合ハ、適當
ナル手續ヲ執テ止メサセルコトハ出來ヤ

ウト考ヘマス、他ノ規定ニ依リマシテ……

辯護士ノ信用ヲ害スルヤウナコトガアッタ

リ、或ハ辯護士會ノ會則ノ上カラモサウ云

フモノハイケナイ、法律ノ趣旨ニ反スル、

ガ分リマシタナラバ止メルコトガ監督權ノ

作用デ出來ヤウト思テ居リマス

○男爵徳川喜翰君 只今ノ御説明デハ、例

ヘバ東京トカ、大阪トカ、地理的ノ關係ノ

御説明ガゴザイマシタガ、同一地域内ニ、

詰リ自分ノ所屬シテ居ル辯護士會ノ地域内

ニ於テモ、共同デ執務スル場合ハ二個以上

持タレルヤウニモ思ヒマスガ、其結果色ニ

非辯護士ノ跳梁スルヤウナコトニナルヤウ

ナコトハナイノデアリマスカ、其點ハ如何

デスカ

○國務大臣(小山松吉君) 辯護士ニ數ヲ制限

スルト云フ御趣意デゴザイマスガ、ドウモ

但書ノ上デハ共同シテ執務スル場合デアリ

マスト、ドウモ數ヲ制限スルト云フコトハ

但書ニ於テ書キニクイノデハナイカト思ヒ

マス、詰リ二項ノ本文ハ、二個以上ノ事務

所ヲ設クルコトヲ得ズト書イテアリマスカ

ラ、但書ハ無論例外規定デアリマスカラ、

之ヲ嚴格ニ解釋スレバ私ハ弊害ノ生ズルヤ

ウナコトハナイト考ヘテ居リマス

○男爵徳川喜翰君 ドウモ此點ニ付テ此二

個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ズト云フ

コトヲ書イテ置クト、但書ガ多ク利用サレ

ルヤウナ結果ニ陥リハシナイカト思ヒマス

ガ、如何デスカ

○政府委員(木村尙達君) チヨット事務的

テ居ルヤウナ若イ辯護士モアルト云フヤウ

ナ實例ガアルノデアリマス、サウ云フコトハ

ハ、此但書ヲ設ケマシテモ禁止スルコトハ

出来ヤウト思テ居リマス

○男爵徳川喜翰君 私ハ共同デ執務スルコ

トヲ禁止スル意味デナクシテ、此二個以上

ヲ置ケルコトニ付テ、置ケルコトニナリマ

スカラ、數ノ制限ハナクテモ宜シイノデハ

ナクテモ宜シイノデハナイノデスカ

ナクテモ宜シイノデハナイノデスカ

スルト云フ御趣意デゴザイマスガ、ドウモ

但書ノ上デハ共同シテ執務スル場合デアリ

マスト、ドウモ數ヲ制限スルト云フコトハ

但書ニ於テ書キニクイノデハナイカト思ヒ

マス、詰リ二項ノ本文ハ、二個以上ノ事務

所ヲ設クルコトヲ得ズト書イテアリマスカ

ラ、但書ハ無論例外規定デアリマスカラ、

之ヲ嚴格ニ解釋スレバ私ハ弊害ノ生ズルヤ

ウナコトハナイト考ヘテ居リマス

○男爵徳川喜翰君 ドウモ此點ニ付テ此二

個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ズト云フ

コトヲ書イテ置クト、但書ガ多ク利用サレ

ルヤウナ結果ニ陥リハシナイカト思ヒマス

ガ、如何デスカ

○政府委員(木村尙達君) チヨット事務的

ノコトデ御答ヘンマス、此二個以上ノ事務

所ヲ設クルコトヲ得ズト初メ書キマシタノ

ハ、實際事務所ハ此法律ニ依リマスト、所

屬辯護士會ノ地域内ニ設クルコトニナッテ

居リマスカラ、其辯護士會ハ地方裁判所ノ

地域内ニ辯護士ノ事務所ト云フモノハ必ズ

アルコトニナッテ居リマス、ソコデ此規定ヲ

設ケマシタノガ地方裁判所所在地ニ辯護士

ノ各區裁判所ニモ色ニ各出張事務所トカ、

或ハ出張所トカ、色ニナ名儀デ澤山ノ事務

所ガ現在存在シテ居リマス、サウシテサウ

云フ事務所ト云フモノハ辯護士ガ全ク居ナ

イデ、唯何ニ辯護士事務所、何ニ辯護士事

務所ト名儀ダケ掲ゲテアリマスガ、内容ハ

所謂非辯護士ガ事實上辯護士ノ事務ヲヤ

テ居ルヤウナ實情デアリマスカラ、ソコデサ

ウ云フコトデハ宜シクナイカラ、地方裁判所

内ニハ辯護士ハ必ズ一個ノ事務所シカ設ケ

ルコトハ出來ナイヤウニシヤウ、サウスル

ト現在各區裁判所ニ名儀ダケ置イテ、非辯

護士ヲ置イテ事務ヲサセテ居タノガ出來

ナクナル、ソレガ宜カラウ、サウ云フコトヲ

デ二個以上ノ辯護士事務所ヲ設クルコトヲ

得ズト云フ規定方出來タノデアリマス、所

ガサウ云フ規定ニ致シマスト非常ニ困リマ

スノハ、此大阪アタリノ方ガ大阪ノ地方裁判所内ニ一つノ事務所ヲ設ケルトモウ神戸ナル、サウ致シマスト、神戸ノ事件モ大阪ノ事件モ平等ニ今マデ仕事ヲシテ來タヤウナ辯護士ガ非常ニ困ル、何トカソコニ融通ノ方法ガナイダラウカ、斯ウ云フコトニナル、ソレデ事務所デモ其事務所ヲ辯護士ガ主宰シテ居ルナラバ、十八條ノ二項ノ趣旨ト矛盾ハシナイノダカラ、ソコデ辯護士ガ主宰シテ居ル事務所ニ於テ他ノ辯護士ガ出仕ラスル場合ハ、兎ニ角其主宰者ガ出テモドチラニシリ辯護士ナンダカラ、事務員マカセデナイノデアルカラ、ソレデ宜イノデハナイカ、サウ云フ趣旨デ實ハ此但書ガ入ッタノデアリマス、併シ仰シヤル通り理論カラ申シマスルト、一人ノ辯護士デ、其辯護士事務所ヲ必ズ辯護士方ト、一人デ一ツハ持テ居リマスカラ、一人ノ辯護士デ共同事務所ヲ設ケルコトニナリマスト、一人デ數個ノ事務所ヲ持テ居ルト云フ結果ヲ惹起ス、理論上カラ申シマスト……、併ナガラ事實ハサウ云フコトハママアリ得ナイコトダラウト想像イタシテ居リマス、現在ノヤウニ非辯護士ガ事務所ダケヲ設ケ

ルコトガ宜イト云フコトデアリマスレバ、
唯人ヲ傭フテ、他ノ人ヲ置イテ、事實上自
分ガ主宰シナクテモ、自分ハ行キモシナイ
ト云フヤウナ事情ガ頻繁トシテ起ツテ來マ
スガ、此但書デ今ノヤウナ憂ヘハ少シモナ
イダラウ、實ハ事務的ニハサウ云フ考ヲ以
テ此第一項ヲ設ケ、尙ホ但書ヲ入レルト云
フコトニ贊意ヲ表シタ次第デアリマス
○男爵徳川喜麿君 サウ致シマスト、此但
書ハ無クテモ有ツテモ同ジヤウナ意味ニ取
レマスガ、例ヘバ東京ノ辯護士ガ大阪ニ行シ
テ、大阪ノ辯護士ノ事務所ニ行ツテ執務ス
ル、假ニ斯ウ云フ此但書ガナクテモ此二個
以上ノ事務所ヲ設ケルコトヲ得ズト云フコ
トト何等抵觸ハシナイト思ヒマスガ、如何
デゴザイマスカ

○政府委員(木村尚達君) サウ致シマスト、
事實其處ニ事務ヲ執ツテ居リマストナル
ト、東京ニ一ツ、大阪ニ一ツ事務所ヲ持ツ
テ居ルト云フコトニナルカラ、矢張リ第二
項ニ違反スルコトニナル、兎ニ角實際執務
スル場所ガ東京ニモ大阪ニモアリト云フコ
トニ致シマスレバ、但書ノナイ場合ハ二個
ノ事務所ヲ持ツタト云フ結果ニナル、唯サ
ウ云フ場合ヲ此但書デ助ケテ行カウ、サウ
云フ趣旨デゴザイマス、無論擣ゲテアリマ

○委員長(子爵渡邊千冬君)　此際御異議ガ
ナケレバ、委員外ノ山隈君カラ、質問ヲシ
タイト云フ御希望ガアリマスカラ許シタイ
ト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ
アリマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○山隈康君　極メテ簡単ナコトデアリマス
ガ、近來此辯護士ノ風紀ガ頗ル紊レテ、其
人格上ニモ疑ヲ存シマスヤウナ人ガ隨分多
イノデアリマス、其結果司法ノ運行上ニモ
頗ル遺憾ノ點ガアルト考ヘマス、此際辯護
士法案ガ出來マシテ、辯護士ノ品位ヲ高メ
ルト云フ御趣旨ハ非常ニ結構デゴザイマス
ケレドモ、今尙ホ此辯護士ノ弊ハ此法案ニ
依フテ救ハレルカ否カト云フコトガ、頗ル疑
問ニ思フノデアリマス、是ハ蓋シ數ガ非常
ニ多クテ、銘々此生活ニ脅威ヲ感ジマス
ル結果、或ハ供託金ヲ使フトカ、或ハ事由
ナキ訴訟ヲ煽動シテ起サシムルト云フコト
ガ、主トシテ今日ノ辯護士界ノ腐敗ノ根源
デアルト存ズルノデアリマス、從テ司法省
ニ於カレマシテハ此案ヲ御考慮ニナリマス
ル際、公證人ト同様ニ此辯護士ノ數ヲ制
限ヲスル、サウシテ此各自ノ生活ニ脅威ヲ

感ジナイヤウニスルト云フ御考ハナカタカラ
ト云フ點ト、今一ツハ此報酬ノ點デアリマ
ス、今日本ノ辯護士ノ報酬ハ事件ガ勝訴ニ
ナリ、又刑事案件ガ無罪若クハ執行猶豫ニ
ナレバ其結果ニ依テ謝金ヲ取ル、斯ウ云
フコトガ辯護士ヲ腐敗セシメル根源デハナ
イカト存ズルノデアリマス、其訴訟ノ勝敗
ノ結果ニ依テ利益ヲ得マスカラ、或ハ偽證
ヲナシ、或ハ種々ナル謂ハレナキ辯護等ヲ
爲ス、色ニナ無理ナ訴訟ヲ致シマシテ、強
ヒテ訴訟ニ勝チタイト云フコトガアルノデ
アリマスカラ、是ハ結局、此成功ニ對スル謝
金ト云フコトヲ禁ジテ、單ニ手數料、現ニ醫
師ノ如キ者ニ於キマシテモ、殆ド辯護士ト
同様ノヤリロデアリマスガ、自分ノ爲シタ
勞務ニ對シテ報酬ヲ得マスクレドモ、其病
氣ガ全快シタトカ、或ハ死亡シタト云フ其
結果ニ對シテ、何等ノ報酬ヲ得テナイ譯デ
アリマシテ、辯護士モ同様ニ謝金、即チ事
件ノ、擔任シタル事件ノ勝敗ニ依テ、利益
不利益ヲ蒙ルト云フ弊ヲ捨テテ、其人ノ働
キニ對スル報酬、即チ手數料ノミダヤルト
云フコトニ付テハ何等御考ハナカタノデ
アリマセウカ、是ガ現今ノ最モ辯護士ヲ腐
敗セシムル理由デナイカト存ズルノデアリ

○國務大臣(小山松吉君) 御答へ致シマス、第一ノ御尋ノ辯護士ノ數ノ制限ノコト
適度ニ調節スルコトガ出來マシタガ、文官高等試験令ニ依テ司法科試験ヲ受ケルヤ
ウニナリマシテカラ、試験ニ及第イタシタ者デ、文官ニ採用サレナイ者ガ、司法官ニ
採用サレナイ者ガ多ク辯護士ニナリマスノ
デ、此點ハ司法省當局トシテハ常ニ考ヘテ
居ル譯デアリマス、實ハ御承知ノ法律第五
十二號ノ試験ガ止ムコトニナリマスト、其
點ニ於テ辯護士ノ數モ甚シク増加セシメナ
イコトガ出來ルノデアリマスガ、今日デハ
アノ方ノ試験ニ於テモ及第セシムル、一方
又文官高等試験ノ司法科ノ方デモ可ナリ多
數ノ合格者ガ出ルノデアリマスカラ、是ハ
辯護士ヲ志望、必シモ志望シテ居ナイニシ
テモ、マア辯護士ニ登録シヤウト云フ人ガ
多クナ、テ來タ譯デアリマス、是ハ數年來カ
ラ司法當局ガ殊ニ考慮イタシテ居ルノデア
リマス、ソレダケヲ申上ゲテ置キマス、第
二ノ御尋ノ成功謝金ノコトデアリマスガ、
是ハ御尤モデアリマシテ、辯護士法改正調
査委員會ニ於テモ成功謝金ト云フコトガ惡
イト云フ議論ガ大分出マシテ、成功謝金ニ

付テノ色ミナ事情モ調査シテ見タノデアリ
マス、御話ノヤウニ手數料ニ依ッテ、成功謝
金ト云フコトヲ眼中ニ置カズニ手數料ノミ
ニ依ッテ、辯護士ガ事務ヲ取扱フヤウニシタ
ラドウカト云フヤウナコトノ論議モアリマ
シテ、大分調べテ見マシタ、私カラ申上ゲ
ルノモ甚ダラカシイノデアリマスガ、私方
主トシテ「プロイセン」ノ方ノ辯護士ノ規則
ニ依ッテ調査ヲシテ見タノデアリマス、所ガ
此手數料、是ハ「プロイセン」等デヤッテ居
リマス手數料制度ニ依ッテヤッテ行キマスト
諸君ノ受ケテ居ラレル手數料ト云フモノハ、
外國ノ、殊ニ「プロイセン」等ノ手數料ヲ、
標準トスルト大分廉イノデアリマス、「プロ
イセン」アタリハ紙一枚デモ手數料ヲ取ル、
紙一枚ナラ何馬克、又斯ウ云フモノヲ出セ
バ何馬克ト云フヤウニ取ル、ソレカラ裁判
所ニ出ル、延期ニナル、ソレモ何馬克ト云フ
ヤウナ風デ、モウ何デモナイコトデモ、チ
ヨットソレガ手數料ノヤウニ計算ガ出來ル、
リマスカラ、チヨットシタ事件デモ辯護士ノ
手數料規則ニ依ッテ取ルノデ、計算シタ金額
ハ可ナリ多クナリマス、其當時私共ガ調査

シタ所デハ、日本ノ此辯護士諸君ノ手數料ト云フモノハ、一遍取ッテ居ッテ二度目ニ出セソレデドウモ手數料制度ヲ採用シテ成功謝金ヲ全部止メルト云フコトハ、結局ムツカシイト云フコトニナツノデアリマス、之ニ付テハ色ニノ議論ガ出マシテ、結局辯護士ガ今御言葉ノヤウナ意見ヲ述べタ者ガアリマシタガ、勝ッタナラバ、幾ラ、敗ケタナラバ取レナイノダト云フコトハ射悻的性質ヲ有ツテ居ルヤウナモノデ、非常ニ品位ヲ汚スト云フヤウナ痛烈ノ議論マヂ述ベタ人ガアリマシタ、ソレハ段々研究シテ小委員マデ設ケテ研究シタ結果、實行困難ト云フコトニナリマシタ、ソコデ三十八條……原案ノ三十八條デアリマスガ、辯護士ノ報酬ニ關スル標準ヲ何カ定メタラ宜カラウト云フコトニナツノデアリマス、ソレカラモウ一ツ牽連イタシマシテ四十五條ノ「辯護士會ハ辯護士ト委嘱者トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲ストヲ得」、是モ謝金ニ關シテ多ク辯護士ト委嘱是トノ間ニ紛議ノ生ズルコトガアル、ソレヲ御互ニ民事訴訟ヲ起スト云フコトハ、ドチラカラ考ヘテモ面白クナイカラ、辯護

士會ガ調停シタラ宜カラウ、辯護士會ハ手
數料其他ノコトニ付テ各般ノ事情ヲ知ッテ
居ルカラスウ云フ規定ヲ置カウ、四十五
條：原案ノ四十五條ハ斯ウ云フ趣意デ出
來タ規定デ、成功謝金ト非常ニ牽連シタ規定
デアリマス、右様ノ次第デ御趣意ハ御尤モ
デアリマスガ、此案ト致シマシテハ成功謝
金ヲドウスルト云フヤウナコトハ明ニ規定
スルト云フコトハ出來ナカタノデアリマス
○委員外議員（山隈康君） 尚ホ御尋不シタ
イノデアリマスガ、私ハ是デ……
○委員長（子爵渡邊千冬君） 御質問ハアリ
マセヌカ
○大西虎之助君 第五條ノ第一項ノ規定デ
ゴザイマスガ、只今大臣カラノ御説明ニ依
リマスト、衆議院デ修正サレマシタノハ
主トシテ選舉違反ノ關係ヲ念慮ニ置カレテ
修正サレマシタコトニ承ハリマシタガ、只
今近年ニ於キマス禁錮以上ノ刑ハ、辯護士
ノ資格者ニシテ選舉違反ノ刑デ禁錮以上ノ
刑ニ處セラレルトカ、懲役一年以上ノ刑ニ
處セラレタル者ニ該當スル犯罪數デモ御分
リデアリマセウカ、若シ御分リニナラナケ
レバ宜シウゴザイマスガ……
○政府委員（木村尙達君） 辯護士ダケノ特
ニト云フコトハ今統計ヲ取テ居リマセヌ

カラ、チヨット今直ニ御提出イタスト云フ

譯ニハ參リマセヌ

〔速記中止〕

○委員長(子爵渡邊千冬君) ソレデハ速記

ヲ開始シマシテ、別段御質問ガナケレバ、

本日ハ是デ御異議ガナケレバ散會イタシマシテ、明日午前十時ヨリ開キタイト思ヒマス、如何デセウ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵渡邊千冬君) ソレデハサウ

云フコトニ致シマス

午後零時一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵渡邊 千冬君

副委員長 板谷 宮吉君

委員

公爵山縣 有道君

子爵織田 信恒君

木場 貞長君

男爵徳川 喜翰君

岩田 宙造君

大西虎之介君

委員外議員 山隈 康君

國務大臣

司法大臣 小山 松吉君

政府委員

司法政務次官 八並 武治君

司法省刑事局長 木村 尚達君